平成２２年（フ）第１１号
山口県岩国市玖珂町1134番地１　メゾンニューエイトＡ101号、住民票上の住所山口県岩国市玖珂町1073番地３
債務者　上野　三友
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３３号
山口県柳井市古開作1146番地８
債務者　牧尾　栄一
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第２１２号
徳島県美馬市脇町字曽江名142番地１シティコーポ脇町103号室
債務者　薩西シマ子
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２号
宮崎県延岡市片田町2963番地１
債務者　後藤　哲郎
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１０６号
宮崎県延岡市日の出町２丁目13番地３
債務者　伊藤　博子
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１１１号
宮崎県延岡市大貫町５丁目1653番地１
債務者　工藤ユカリ
１　決定年月日時　平成22年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第５３号
青森県むつ市横迎町１丁目13番25号
債務者　古舘　邦彦
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４号
奈良県大和郡山市満願寺町535番地９
債務者　小松　紀子（旧姓藤野）
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５６号
名古屋市中区三の丸１丁目２番３号
債務者　平野　達幸
１　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
熊本県荒尾市桜山町２丁目21番202号　桜山団地市営住宅Ｈ棟1836号
債務者　一木　　一
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２９号
熊本県荒尾市西原町２丁目13番３号
債務者　緒方　花子
１　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２４１号
栃木県鹿沼市旭が丘135番地172
債務者　丸山　茂幸
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２５８号
栃木県小山市東間々田２丁目４番40号
債務者　金子　エミ
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３０７号
栃木県鹿沼市緑町１丁目11番１―40号　雇用促進住宅鹿沼茂呂宿舎１号棟410号室、前住所栃木県宇都宮市大曽１丁目７番２号　大曽ファミリーマンション306号蒲方
債務者　江俣　歩維
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１１号
栃木県矢板市中150番地44　中市営住宅５号棟204号
債務者　揚石　　博
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１２号
栃木県矢板市中150番地44　中市営住宅５号棟204号
債務者　揚石かよ子
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１８号
栃木県宇都宮市細谷１丁目２番４号
債務者　伊藤　博幸
１　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係